

2024年5月28日  
中国電力株式会社

## 景品表示法に基づく課徴金納付命令の受領について

当社は、電気料金メニューに係るホームページ等の一部記載（以下、「本件表示」）について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」）上の不当な表示<sup>※1</sup>（有利誤認表示）にあたるとして、2023年8月30日、消費者庁から措置命令<sup>※2</sup>（以下、「本件措置命令」）を受領しました。（[同日お知らせ済み](#)）

また、当社は、本件措置命令の内容等を踏まえ、本件表示により影響を受けたと考えられるお客さまに対して、2024年4月30日から返金の手続きを開始しています。（[同日お知らせ済み](#)）

当社は、本日、同庁から景品表示法第8条第1項に基づく課徴金納付命令（課徴金額：16億5,594万円）を受領しましたので、お知らせします。

なお、この課徴金納付命令は、本件措置命令に対するものであり、今回新たに措置命令を受領したものではありません。

お客さまにご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申しあげるとともに、今後も引き続き、表示に関する業務に携わる従業員を対象とした研修の充実、表示に関するチェック体制の強化などにより、再発防止に努めてまいります。

※1 景品表示法第5条第2項に該当

※2 景品表示法第7条第1項に基づく

以 上